

第488回（定例）福崎町議会会議録

令和2年3月12日（木）
午前9時30分 開 会

1. 令和2年3月12日、第488回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河 嶋 重一郎	8番	竹 本 繁 夫
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市	13番	前 川 裕 量
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 皆様、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中の所管事務調査について報告をいたします。

委員会は、去る1月21日と2月18日の2回開かれました。

まず、委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですが、補足説明をいたします。

1月21日の委員会です。

総務課からは、職員採用試験結果の報告があり、委員からは、保育教諭採用試験が公募数に満たない状況が続く中での対応に関する質疑があり、「できれば幼稚園教諭の免許しかない人、あるいは保育教諭の免許しかない人も受け入れる方向で考えていかなければならないのかと思う。現場での苦労はあるかもしれないが、人数を確保するのが一番大事ではないか。」といった答弁がありました。

税務課から、電話催告及び夜間徴収についての報告で、「滞納者宅への電話催告並びに夜間徴収は令和元年12月16日から20日の5日間実施、対象人数166人中、収納していただいた人数は56人で、収納金額は241万6,849円だった。」とのことでした。

続いて、2月18日の委員会です。

この委員会では、現地視察も行いました。学校教育課から、私立高校受験についての報告があり、福崎西中学校では8つの高校を78人が受験され、全員が合格。福崎東中学校では12の高校を109人が受験され、全員が合格されているとのことでした。

現地視察では、エルデホール空調設備改修工事の進捗状況と、福崎駅前の中溝遺跡から出土した弥生時代の土器などの見学と状況説明を受けました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり おはようございます。民生まちづくり常任委員会の閉会中の委員会の報告を常任委員長させていただきます。

委員会は1月22日、2月19日に会議を開催しました。内容は、報告書に記載のとおりであります。いくつか取り上げておきたいと思っております。

1月22日の委員会では、住民生活課からは公害防止協定に基づく9件の協議

があり、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

健康福祉課からは、インフルエンザの予防接種実施状況について報告を受けました。また、子宮がん検診の再検診が終わったとの報告が姫路医師会よりあったとのことであります。

地域振興課では、もちむぎ食品センターの12月実績は、通販以外は前年同月実績を上回っております。

農林振興課では、町県の事業でも重要な工事が進んでおります。もちむぎフォーラムは2月1日の予定とされております。

まちづくり課では、東部工業団地拡張に関して、福崎町土地利用計画の作業が進んでおります。

上下水道課からは、理水化学株式会社からの訴訟の状況報告がありました。

2月19日の委員会では、住民生活課関係で公害防止協定に基づく協議が3件で、委員会はいずれも承認することといたしました。

健康福祉課では、国民健康保険の令和元年度実績見込みは追加の補正予算が必要になるとのことであります。令和2年度の制度改正点の報告がありました。後期高齢者医療保険の令和2年、3年の保険料が決定をいたしております。均等割、所得割ともに引き上げとなっております。介護保険についても、令和元年度の実績見込みと令和2年度の制度改正点を聞きました。

地域振興課では、もちむぎ食品センターの事業報告、両観光交流センターの指定管理料の見直しをしている報告がありました。3月議会へ債務負担行為の補正をなすとのことであります。理由は通勤手当、消費税に関することとのことであります。

農林振興課からは、農業委員等の任期満了による応募状況の報告がありました。

まちづくり課では、福崎町・姫路市連携コミュニティバス運行の社会実験の報告がありました。

上下水道課からは、公共下水道ストックマネジメント計画についての報告がありました。浄化センターとマンホールポンプを対象に、2020年度から2029年度までの10年間を前期と後期で分けて、各年度の改装、改築の計画を進めておるとのことです。概要版を作成しておるとのことです。東部工業団地拡張事業では、水道会計の留保資金を使用したい。予定地の土地は既に確保されたとのことであります。東部工業団地に進出している企業から希望をとり、2社に優先交渉権を与えております。売却単価がほぼ決まった段階で仮契約をして、工事に進みたいとのことであります。

各課を通じて、たくさんの工事があります。今回は川すそ雨水幹線、直谷第2雨水幹線の工事中、あるいは予定地の現地視察を行いました。委員会の中で出された意見や問題点につきましては、真摯に対応していただけることを期待をして、報告といたします。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、報告いたします。

常任委員長 調査の期日といたしまして、12月25日、1月16日、1月24日、1月29日の計4日間を用い、議会だより第153号の内容について編集を行いました。

今回、特に二色刷りの紙面で黒字で暗色系の網掛けをする場合は、見えにくい傾向にあることから、弱視者対応としても少しでも見えやすく、読みやすくするために、議会広報委員会としてレイアウト等について細かくルール化していくことについて検討を行いました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会運営委員長 議会運営委員会より、閉会中の委員会調査報告をいたします。

委員会は、1月8日と2月28日、そして3月6日、本会議直前の3回実施いたしました。

1月8日の委員会では、第487回12月定例会の反省と課題の検討について協議し、議案並びに一般質問にも質疑はありませんでしたが、定例会3日目に幹部職員3名の欠席がありました。これはインフルエンザに罹患し、欠席したもので、議員及び職員の皆様にご心配をかけ、ご迷惑をおかけしました。

今後の対策として、私たちにできることとして、インフルエンザの予防接種、手洗い、うがいの実施、休憩時間帯には窓を開け、部屋の空気を入れかえる等々、小まめに実施し、健康管理に十分気をつけるように話し合いました。

次に、令和2年度議会関係予定事業について協議しました。

3階の湯沸室改修工事の件で、現在4階に上る階段付近に置かれております書類を整理し、倉庫に格納する計画について説明があり、現場の確認をしました。

次に、2月28日に実施しました委員会の協議事項について報告します。

第488回3月定例会の運営について協議し、会期は3月6日金曜日から3月26日木曜日までの21日間とすることに決定しました。議員派遣について協議し、本会議2日目の議員派遣については、議事日程から削除することに決定しました。

次に、令和2年度議会関係事業について協議し、議会調査研究事業については、3月6日金曜日開催予定の全員協議会において修正案を提出し、検討することを確認しました。また、令和2年度議会運営委員会視察について協議し、視察時期や視察先について、今後の状況を注視し、検討することに決定しました。

続きまして、3月6日の委員会の協議事項について報告いたします。

3月5日、新型コロナウイルス感染者が福崎町で確認されたことを踏まえ、第1日目の議事日程を短縮し、会期の決定まで進めて散会することを決定した。散会后に全員協議会を開いて、新型コロナウイルス感染症の状況に理事者から報告を受けることを確認しました。第1日目散会后の運営については、全員協議会を開催しまして、全議員の意見を聞くことにしました。

以上、議会運営委員会からの調査報告といたします。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、議案第1号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について損害賠償の額を定め和解することについて、質疑はありませんか。

1 2 番 非常に、この年末警戒での事故というのは、結構今まで多いと思うんです。その中で、今回この事故を起こされた乗務員、乗っておられた方は何歳の方で、何年ぐらい車の乗用車の経験とかあるかわかりますか。

住民生活課長 年齢につきましては、27歳の方でございます。運転免許証の経歴については、

そこまでちょっと伺ってはございません。

1 2 番 消防団の規定の中で、まず免許取りたての1年間は運転してはいけないとか、その辺もあるんで、十分、12月の初めに分団長会議で話が多分あると思うんですけども、そのときに徹底させていただきたいと。

それと今、消防自動車も大きい車があって、免許、乗れない人もおってんですね。だから、その辺も分団長会議で十分注意していただいて、安全に心がけていただきたいと思います。

以上です。

住民生活課長 この件の事故に関しましては、また4月の分団長会議がございますので、その辺については注意のほうをしていきたいというふうには思っておりますし、議員言われましたように、大きい車で、若い子で乗れないという方がこれから出てくるということでございますので、その辺についても、また注意なり検討のほうをしていきたいというふうには考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 同じようなことになるかもしれませんが、以前、私の一般質問で質問させていただいた、消防自動車ですね、ポンプ積載車。こちらミッション、オートマ、ほぼ多分ミッションだということをお伺いしたと思うんですけども、運転していた方の免許は、ミッション、オートマ限定のどちらだったのでしょうか。

住民生活課長 免許証の種類等については確認していないんですけども、この車両につきましてはオートマでございます。

7 番 そのポンプ積載車、ミッション車が多分多いと思うんですけども、そのミッション車をオートマに変えるとか、それは莫大な予算が必要になってくるかと思うんですけども、消防団員さんで運転免許を取得されてから、先ほど城谷議員が言われたように、何年か経過した方で、各分団1人ぐらいはオートマ限定しか持っておられない団員さんがいらっしゃるのであれば、ミッションのほうにも免許を取れるというような施策というか、支援策みたいなものを考えていただければよいかと思うんですけども。

住民生活課長 まず車両につきましては、最近更新されている分については、ほとんどもうオートマチックの車に、この加治谷分団もそうなんですけども、新しい車に変えられ、オートマチックのほうに更新されている状況ではございます。

確かに、最近の若い方につきましては、もうオートマ限定という方がほとんどでございますので、その辺の車の関係については、新しく変えるときにオートマチックにするとか、もしくは今の免許については、またマニュアル車ですね、対応についてというようなことは、また消防団の中でも検討はしていきたいというふうには思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第2号、議会の委任による専決処分報告について(エルデホール空調設備改修工事)について、質疑はありませんか。

5 番 一応、予定の工期にといいますか、終わったというふうなことだと理解をしておきますが、この設備の保証期間はどれだけに定めてあるのか、お聞かせいただきたいと思います。また、この設備の耐用年数というのは、何年と理解をさせていただいたらよろしいでしょうか。

社会教育課長 工事についての瑕疵担保でございますが、工事請負契約書に瑕疵担保の情報がございます。通常の瑕疵によるものは、引き渡しを受けた日から2年以内となっ

ております。また、故意または重大な過失によるものにつきましては5年間請求できることになっております。

機器の補修につきましては、メーカーでは6年は保証されているというふうに聞いております。耐用年数につきましては、15年程度でございます。

5 番 工事の瑕疵担保関係と、それからメーカーのことは、当然違うと思うんですが、今おっしゃったとおりでしたが、機械のメーカーはどこですか。

社会教育課長 大きなものでございまして、室外機については東芝製でございまして、室内機につきましては、工場製作のものでございます。

5 番 工場製作というのは、それはどこのメーカーですか。

技 監 メーカーとしましては、新晃工業製となっております。

5 番 それらの保証関係等については、それぞれどちらも6年ということですか、それとも違うのでしょうか。それから、その機械も部分部分によって保証期間が違ったりする場合がありますが、それらについてはよく調べてちゃんと整理しておられるのでしょうか。

技 監 すみません。6年と先ほど課長のほうから説明がありましたが、基本的にメーカーの保証期間というのは1年となっております。工事に関する瑕疵に関するものについては2年、重大な瑕疵については5年となっております。点検等維持管理につきましては、毎年維持補修点検業務を委託しまして、保守管理に努めているということになっております。

5 番 それは一般的な工事に関する話だと思うんですが、機械類は、それぞれの機械によって、そのメーカーが保証しておると思うんです。恐らくね。その点を聞いておるんです。その辺のところは、よく整理をしておいていただきたいと思うんです。役場の担当も変わるし、それで我々も含めて、みんな人も変わっていきますし、後々、こうしたことについての補正予算が出たり、あるいは問題点が出たりしても、そういう点の整理がなければおかしくなるのではないかと思うんですよ。我々は、そういう面では下水道の工事でもいろんなことを経験をし、現在、機械類という点では上水道の福田水源地の件で法廷での争いとなっております。そういうことから、しっかりとした、そういう整理がされておることが必要ではないかというふうに思って質問しております。

町 長 今、ご質問の件につきましては、ちょっと整理をさせていただいて、後ほどまた回答をさせていただきたいと思っております。

議 長 ほかがございせんか。

3 番 別紙の資料の右上のマトリクス、地下オイルタンク撤去取止とございます。こちらにつきましては、取止するということですので、地下に残ったままということになるかと思うのですが、何十年後か先になるのかわからないんですが、その構造ですとか位置、また図面ですとか、そういったものも後々まで残していくという、そういったところについてはどのようになされるのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 工事図面については永久保存で残しておりますので、オイルタンクの位置が変わったことはございせんので、それは間違いないと思っております。

3 番 それは数十年後なのか、文書保存期間が越えても、そういったものを残していくのかという、何十年後かに工事をすると何でこんなものを置いておったんだとか、そういった議論が起こらないように、その準備というところでございますが、そういった点の回答がいただければというところですが。

社会教育課長 先ほども申し上げましたとおり、工事図面というものは永年保存でございまして、図面がなくなるようなことはございせん。

- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について、
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第2号、福崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第3号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、質疑は
ありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第4号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑は
ありませんか。
- 1 2 番 やっと上げていたただけたかなという感じがするんですけども、今上げて、
今回1万円になることによって、県下でどれぐらいの順位になるのでしょうか。
住民生活課長 順位的にといいますか、今現在ですね、県下で団員報酬が1万円未満という
ところが今4市町ございます。各市町とも、この4月から1万円に上げられるとい
うところでございますので、そういった形での最低限の部分ということではござ
いいますが、今回1万円ということとさせていただきますというふうに思っており
ます。
- 1 2 番 そうしたら、また一番下のラインになってしまうということじゃないんでし
ょうかね。結局、交付税算入でありまして、3万6,500円やったですかね、
この交付税。その消防団にもわかっておいていただきたいのは、何名に対しての
交付税、消防団自体が3万6,500円そのまま入ってきよんちゃうかなど。こ
のように捉えとる方が非常に多い。福崎町に対して600人に600人とも3万
6,500円が入っとうわけじゃないという答弁、1回、一般質問させていただ
いたときに、そういうような答弁をいただいたと思うんですけども、その辺も何
人に対して3万6,500円福崎町に払われとんか。その辺はわかりますか。
- 住民生活課長 具体的に福崎町何名ということではあるんですけども、交付税上の標準団員
数という部分でいきますと、309名という団員数でのカウントはされておるん
ですけども、実際の報酬額等、入ってきている部分で見ますと、ひとり頭で言い
ますと、600人で割りますと1万円程度しかないというような状況ではござい
ます。
- 1 2 番 その辺、消防団もちょっと誤解しとる面もあるんでね、それこそ、そういう
分団長会議とかで言われたら、せっかく今回上げていただけたのを、ちゃんとア
ピールしたったらどうですかというような感じで、どうでしょう。
- 住民生活課長 また、4月の分団長会議のほうでも、こういった形で改正させていただきます
ということでの報告もさせていただきますと思います。
- 町 長 この団員報酬の件だけで言いますと、今、谷岡課長が申し上げたとおりなんで
すけれども、非常備消防費の基準財政需要額ということで申し上げますと、福崎
町は基準財政需要額よりもたくさんの経費を非常備消防のほうにかけております
ので、その件もちょっとつけ加えさせていただきますと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。
5 番 これ、各市町の状況ということですが、できれば委員会審議の段階で県下の状況がわかるようなものをそろえておいていただけないでしょうか。

住民生活課長 そうしたら、資料のほうについては用意させていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第5号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

5 番 保証人の件ですが、先日の新聞報道でも、兵庫県とか姫路市はこの条項を全廃したとかの報道がありました。福崎町においても、この改正であります、連帯保証人という項目は入居の際の書式になくなったということですか。

住民生活課長 今後、契約される方につきましては、今までですと請書というのをいただきまして、そこに連帯保証人の方を連署していただくというような形をとっておりましたけれども、今後につきましては、そういった連帯保証人の方の連署はなくなるということでございます。

5 番 わかりました。それから町営住宅の件ですね、空き家になっておる分ですね。これらは、この別表の数に入っておるのでしょうか。

住民生活課長 まだ空き家の分も合わせての管理コストということで挙がっております。

5 番 それからですね、この駅前団地は29戸ということですが、入居の決定状況というのは、あるいは申し込み状況というのは、どんなふうな形になっておりますでしょうか。

住民生活課長 現在のところだと、今までに駅前住宅におられた方と、それからその他の町営住宅から移っていただく方を合わせまして、14世帯の方に移っていただくことになっております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 0 番 資料の4ページを開いてもらえませんか。これによりますと、管理戸数が161戸になると思うんですね。この戸数にですね、大抵現在何人の方が居住されているのか。その点をちょっと教えていただきたいなと思います。

住民生活課長 2月末現在になりますけども、入居者につきましては109戸でございます。それぞれの各人数までは手元には用意してございません。

1 0 番 管理体制は、やはりしっかりしておかなければいけないんじゃないかと思うんですね。といいますのも、古い住宅にしますと、当初借りた方がもうお亡くなりになり、その方の子どもさんとか、あるいはそういう方々が入居されているというところもあるわけなんですね。それによりますと、やはり居住主が変わってきておりますので、その借りている家系の人数そのものもしっかりと把握しておかないと、やはりいろいろな形でもって住宅を改造したり何かされて使っているようなところもあるようですので、そういうところは、やはりよく気をつけて、町の持ち物ですからね、むやみに改造したりして使うのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけども、その点はどうなってます。

住民生活課長 入居者の数につきましては、きちっと把握はさせていただいております。今、手元には持ってございませんが、下のほうでは把握できております。

それから改造につきましては、しないようにということでは、こちらのほうから申し伝えておりますけど、非常に古い住宅等については、昔にされたような経過もあるようではございます。

1 0 番 もともと町営住宅のですね、やはり借用というのは、一時的に住宅に困窮されて入って、自分でもってある程度の資力が出来たら、そこを出て自分で家を建てるとというのが本意ではないかと思うんですけども、本当に何十年となく住まれている方もたくさんいるわけなんですけども、そういう方につきましては、町行政のほうからそういうご指導なんかはされているのでしょうか。

住民生活課長 どうしても、今議員言われましたように、経済的に困窮されている方が多く入ってございますので、その方にすぐにできるだけ出ていってもらおうというようなところでの、こちらからの働きかけというところまではしていないところではございます。

1 0 番 今回、駅前には29戸できますね。こういう中で、また今古いところに入っている方が、ここに入っていくと思うんですけども、この件については、全戸数に入居できるような体制に今なっているのでしょうか。

住民生活課長 長寿命化計画の中で取り壊しとなっております住宅のほうから、全員の方が移られるということになりますと、当然、戸数的には足りないというところではございますが、駅前住宅を建設している昨年からです、そういった他の住宅から駅前住宅のほうへ、できるだけ移っていただくようにというような働きかけは昨年度からずっと進めているところではございます。

1 0 番 それと同じページにですね、51条にあるわけなんですけども、そこには敷金とあるのは保証金と読みかえるというように書いてありますけども、敷金そのものは各住宅によって違うのでしょうか。

住民生活課長 敷金につきましては、家賃相当額の3カ月分をいただくというようなことになってございますので、住宅によっては差異がございまして。

1 0 番 結構です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、福崎町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑はありませんか。

2 番 6号議案の資料の1ページの3番に、対象事例として、過去5年間福崎町警察管内の対象事例4件とありますが、これ福崎町内では該当する案件はありましたか。

住民生活課長 これにつきまして、これは警察からの資料ということで確認しておるわけなんですけれども、警察のほうでも各市町ごとについての資料ということは発表できないということで聞いてはございません。

2 番 というのはですね、これ犯罪被害者等基本法が平成16年に成立をして、平成17年から施行、それでまた国のほうで決定されていると。それから15年もたつて、なぜ今この時期に条例を制定されようとしているのかなど。その理由をちょっとお尋ねいたします。

住民生活課長 こちらにつきましては、警察のほうに主として県のほうの窓口になられておるわけなんですけれども、県下の各市町のほうに、この法律の制定を受けて働きかけをされておきまして、県内におきましても大半の市町がこの条例のほうを制定されているということで、この神崎郡内につきましては、まだどこもやっていなかったというところがございます、福崎警察署のほうから強い要望もございまして、今回神崎郡3町ともに条例制定をしようというような運びもございまして、今回の制定ということでございます。

2 番 というのは、県内ではそうしたらもう遅いほうになっているわけですね。

住民生活課長 はい。県下では昨年の4月現在で29市町のほうで条例の制定をされているということで伺っております。

2 番 それと制定内容の2番に支援金で、アで犯罪行為により死亡した場合30万円、イは1カ月以上の療養を要する障害を受けた場合は10万円というふうに規定がしてありますけども、この30万円と10万円の算出根拠というのは、どこから出とんですか。

住民生活課長 こちらにつきましても県内の状況を、既に制定されているところのほうを参考にさせていただきまして、ほとんどの市町がこういった金額にされているというところをごさいますして、同様の金額ということでさせていただいております。

2 番 というのは、県内大体統一されているわけですか。この30万円と障害の場合は10万円と。どうなんですか。

住民生活課長 県下、今29市町制定されておりますし、神戸市のみは少し高いですけど、残りはもう全て同じということではございます。

2 番 それと資料の3ページの3番に「死亡または重傷病の発生を知った日から2年を経過したときは、これを行うことができない」と、というのは時効ということに解釈してよろしいんですか。

住民生活課長 こういう犯罪被害があつてから2年間であれば、こういった請求も可能ではないかというところで、2年間というところではしておるところではございます。それを過ぎれば、この条文どおりできないというところではございます。

2 番 これも大体、県下統一の要綱というのか、様式になつとんですか。例えば、これを3年とか5年にしてある市町村はあるのかないのか、それともほとんど県下、全国的においても大体2年を基準としているのか。そのあたりはどういうふうになつとんですか。

住民生活課長 こちらにつきましては、各市町の判断ということで、もう少し長いところもございまして、短いところもございまして。

6 番 全国一律の犯罪被害者等基本法に基づく条例制定ということのようではありますが、該当する事案が発生した場合に補正予算対応されるもののように見受けております。該当する事案が発生した場合の支給金の財源構成については、どのようになるのでしょうか。

住民生活課長 こちらは一般財源になります。

6 番 これは国、県からの、何というんでしょうか、交付金というようなものはないのでしょうか。

住民生活課長 この給付金に対しての国県からの交付金等補助金などはございません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第7号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第9号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部

を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第10号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第11号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第12号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、質疑はありませんか。

5 番 小中学校の校内通信ネットワーク整備ですが、これが全体を通して福崎町で小学校でいくらか、中学校でいくらの事業費が要るのか。そして、その財源は国あるいは町で、その中でまた起債とかそれぞれのどのような配分になっておるのか。それから、その後、年度等についても説明をいただけたらと思います。

学校教育課長 いわゆる小中学校における学校情報通信ネットワークでありますけれども、まず今回補正でお願いしておりますのが、いわゆる各小中学校における高速通信網、いわゆるLANの整備であります。それと併せまして、将来的にタブレット端末が導入されたときの、いわゆる充電庫である電源キャビネット、この2つが主な内容となっております。

小学校分といたしましては、LAN整備、電源キャビネット合わせまして6,200万円。中学校分で両方合わせまして3,400万円。両方で9,600万円の事業費を計上させていただいております。

財源につきましては、その半分、4,800万円がいわゆる国からの交付金で充てられ、残りの4,800万円については全て起債対象となっており、その起債分の60%が交付税に充当できるという内容となっております。

今後の予定ということですが、この情報通信ネットワーク、LANと電源キャビネットにつきましては、いわゆる令和2年度中に完成させるということで進める予定になっておりまして、その後タブレット端末については、基本的には令和2年度から令和5年度までで計画的に配備していくようにということでの通達もありまして、その体制で計画を立てる予定にしております。

以上です。

5 番 そのタブレット端末等の配付の分ですね、令和2年度からあと何年かかかるといことのようにでしたが、それらについても半額補助と、あと起債充当で60%が交付税算入というふうにおっしゃいましたけれども、そういうことはちゃんとされるということでしょうか。

学校教育課長 タブレット端末につきましては、1台当たり4万5,000円、国から補助が出るということになっております。

5 番 すみません。その補助の基準額が今言われた金額なのか、補助額がその金額なのか。そこのところどうなのでしょう。

学校教育課長 基本的には1台4万5,000円が国費としていただけるのでありますが、総額的にタブレット端末が今いくらになるかというのが、まだ読めない状況で、全国的に調達していく中で、県が共同調達をすとかいうような情報もありますし、できるだけ安価に抑える方法で全体的に購入していく中に、福崎町もその中に入

って安く調達して4万5,000円を有効に使いたいと考えております。

5 番 こういう教育設備をやる場合の基本的な国庫の補助率とか起債等、あるいは充当率等、それは基本的には何%になっておるのでしょうか。

学校教育課長 一般的に学校施設、令和2年度で福崎小学校北校舎なども長寿命化計画です。んですけども、その事業メニューによりましてさまざま違いますが、基本的には国の定めた基準額に対して、いわゆる半額補助でありますとか、起債ができて、そのうち交付税率がいくらというのは、それぞれメニューによってさまざま分かれておりますが、基本は国の基準額に対しての計算が始まるということになっております。

5 番 それでは、今回はこの基準額の枠内で実施できる見込みであるという、そういうことですか。

学校教育課長 国も補正予算におきまして、いわゆるギガスクール構想というのを打ち出され、それで福崎町もこの3月補正予算で対応させていただいているところでございますけれども、財源構成につきましては、今後また若干の修正も考えられるというところでございます。

5 番 若干の修正とは、どういう意味の修正なんですか。

学校教育課長 基本的には半額と、その残りについての起債充当は可能というところでございますけれども、今後の通知等によりましては、それに従わざるを得ないところもあるのかなというところでございます。

5 番 何かもぞもぞと、マスクのせいとか聞こえにくいなというふうに思うんですが、空調設備をやったときのような、国の基準額と、それから実際の工事の差ですね、そういうことからかなりの町負担が出てくるというふうなこともあったように思うんですね。そういうようなことがこの面であるのかなのか。全国一斉ということだけあって、そのような部分がないかとちょっと気にして質問させていただきました。

学校教育課長 これまでの工事の経歴を見ましても、文部科学省における補助事業というのは、そういうところがあるとは感じておりますけれども、それもそのようにいただくものはいただいてというところで進めたいと考えております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

1 3 番 事項別明細書97、98ページ、消防費の中の常備消防費の委託料の中の消防事務委託料が増額する中で、事務のほうの計算違いがあったということなんですけど、これはどういうことだったのでしょうか。

住民生活課長 これは各年度の前に姫路の消防局のほうでそれぞれの定年退職者の人数をはじき出しまして、それに基づいて、元中播消防署の職員分の方については、神崎郡3町で負担する割合が非常に高いということでありまして、その人数につきまして、もともと3名の方という積算であったんですけども、実際は6名であったということで、間違っていたというところで、今回これだけ負担金が増えたというところでございます。

1 3 番 この計算根拠というのは姫路市消防局が出されたということなののでしょうか。

住民生活課長 こちらにつきましては、平成18年からですか、消防のほうを姫路市消防局のほうに委託するという際に、中播消防署がなくなるというときに、そういった元中播消防署の職員の退職金の負担割合について、どうしようかということで決められたものでございます。

1 3 番 いや、すみません。それはわかったんですけども、聞きたいのは、この金額を算出したのは誰かということなんです。というのは、福崎町自身が神崎郡3町の中で、この数字を誰が計算して出してきたのか。私たちのほう、福崎町のほう

で計算を確認、チェックすることはできなかったのかということなんですけど。

住民生活課長 その退職金の総額につきましては、姫路市消防局のほうで出されておりました、そこまでの確認はできてはおりません。

1 3 番 今までも、これもね、よくいろんな消防車の購入でもそうなんですけど、言われた額だけ払うというような感じがしてしまいます。この辺もしっかりと、なぜこの金額になるのかというものも、算出根拠を出してもらえるように進めてもらわなければ、算出根拠もなく、言われた額だけ払っていくんですかね。

住民生活課長 そこにつきましては、各自治体間の信頼関係で行っておりますので、そういった形では今のところはしておるといふところではございます。

1 2 番 そんな姫路市から、今の答弁を聞いていたら、姫路市からほな5億円と言われたら5億円ですか。うちでチェックせえへんのですか。そんなおかしいでしょう。そんなもん、どう考えてもおかしい。こんなもん間違えとりましたから言うて、こんないつも補正予算で毎回これ増減しとんですよ。ほんで、今回予算でも挙がってますけども、2億5,600万円ですか。これちゃんと根拠あるんかどうか、きちっとやっぱり調べるべきやと思うんですね。毎回毎回、これ増減しとんですよ。ほんでずっと上がってきよんですよ。一応これ、昔なんかやったら2億2,000万円から2億4,000万円ぐらいやったんですよ。だんだんだんだん2億7,000万円、2億8,000万円。こっち側できちっとチェックせなあかんのちゃうんですか。そんな悠長なこと言うてる場合とちゃうんちゃうんですか。ちゃんときちっと調べてくださいよ。どうですか。

副 町 長 ご指摘の点、ごもつともでございます。毎年、姫路市の予算を積算した中につきましては、担当課長を集めて説明会もしてございます。当然、その中には資料も添付してございますので、ご指摘のところをきちっともう少し精査しまして、確認した上でこちらの予算要望もしていくように十分指導してまいりたいと思います。

1 2 番 合併してからもう十何年がたつんですけども、やっぱりこういうことは出すべきことは出して、やっぱり違うことは違うて言うとかんと、福崎町は何でもオーケーするやないかと、このように思われてしまうもんね。

だからやっぱりこうチェックも、やっぱり3町できちっとチェックして、あの町3つの割合にしたら、やっぱり福崎町ようけ払わなあかんようになってしまうんですよ。だからそんなも含めて、もうたからこのまま返します、いうんじゃ、それはちょっとどうかなと思うんで、副町長言われましたけども、十分注意していただきたいと思います。

議 長 質疑の途中ですけども、暫時休憩いたします。再開は、10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議 長 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

5 番 3月の補正予算ということで、この年度の状況を踏まえて、実績に合わせていくということが多いと思うのですが、それでもなおかつちょっと気になる点を質問しておきたいと思うのですが、各施設関係ですね。老人ホームとか、あるいは認定こども園とか、そういうところでずっと施設関係で減が出てきており

ますが、これらのまず理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 基本的にはやはり入所者、当初予算では定員いっぱいを見ておりまして、その関係で、実際のところは42名程度であったということと、それに伴いまして歳出のほうにつきましても、支出の部分が減ったというようなところもございまして、それぞれ補正をさせていただいておると。老人ホームにつきましても、そういう状況でございます。

学校教育課長 認定こども園費につきましては、私立認定こども園の施設型給付負担金が1,640万円減となっておりますのは、私立の園における、実際予算に計上しておいた、預かれた子どもさんの人数が減ったということと、1号認定から2号認定への、いわゆる認定替えといえますか、希望が変わられたことによりまして、1号認定のほうがいわゆる給付費の算定費が高いので、いわゆる安い2号認定に移られたことによりまして、町の歳出における給付費負担金が減ったというのが主な要因でございます。

5 番 それぞれ施設関係については、予定よりも措置される人数が減ったということであっても、全体で要る経費がそんなに減らない部分もある。個人に関する部分は減るかもしれないけれど、全体の施設に関する部分は減らない部分もあると思うんですね。それをこの収入が減ったということで、措置費の収入が減ったということで、無理やりこの冷暖房を始末されたり、あるいは需用費を始末させるというふうなことがあっては、子どもにしても高齢者にしても大変だと思うわけですよ。

74ページの老人ホームでいきますと、500万円近い需用費が減っておるわけですが、みんなこういうことがいろいろな問題になってこなればいいかなというふうに心配をするわけです。

認定こども園も同様に、措置するそれぞれの段階の子どもが変わっても、やっぱり施設の運営に係る全体の維持費は変わらないという部分がありますので、その辺のところは十分に考えていただかないと。もう人が減ったから即経費を減らすんだというようなやり方があるとは思えないと思うんですが、その点について改めて答弁を求めます。

町 長 こういった施設につきましては、固定費が必要であるということは、もうそのとおりでございまして、必要な経費についてはきちんと支出をしていくという姿勢で臨んでいきたいというように思っております。

5 番 ぜひそのように考えていただきたいと思います。

それから住民要望との関係で言えば、例えば86ページの鹿の緊急捕獲拡大事業が、81万6,000円の減となっております。鹿がいなくなったのかどうか、よくわかりませんが、被害のことについてはよく聞きますので、この点は、この段階での減がどうだったのかなというふうに思います。

それから住宅管理費の関係では、修繕料が減額になっております。聞いておりますのは、例えばもう住宅も古くなっておるんですが、火災報知機が以前に全家庭に義務づけられて、報知機がつけられていきました。町営住宅についても、町がつけたのではないかと思うのですが、それらの機器の耐用年数がもう過ぎてこようとしておりますが、これらの耐用については町営住宅についてどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長 議員言われますように、設置から10年余りが過ぎていることと思います。その更新につきましては、今後こちらのほうでどういった形で進めていくのかというのは、ちょっと検討はしていきたいというふうには考えております。

農林振興課長 鹿の捕獲の件なんですけれども、前年度の狩猟期の鹿の捕獲頭数が、93頭。

それまで大体200頭ぐらい、平均で捕っていただいとったんですけれども、約半減しております。猟友会等にも聞きますと、最近は鹿の数が減ってるのではないかというふうなことも聞いております。

5 番 まだまだ苦情も多うございますので、十分な対応を、関係者の努力にお願いしたいというふうに思います。

それから最後に、88ページのプレミアム商品券の関係ですが、これ大幅な減額ということなんですが、主としてどういう階層の方たちがこれを取得しようとしなかったのか、わかっておりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

地域振興課長 このプレミアム付商品券につきましては、非課税者並びに子育て世帯の消費税の拡大に伴う影響を避けるとともに、地域の消費税の低迷を避けるために実施されたものでございます。

当町の状況によりましては、非課税世帯の申請件数が少なかったというふうに捉えておりますが、新聞報道等によりまして、手続が邪魔くさいであるとか、一部負担をした中での景気対策というような部分で、そういった部分に懸念を負われる方があったというような形で、確認しているところでございます。

5 番 感想としては、今聞いた限りでは、消費税対策にちょっと問題があったのかなというふうに思うという、そういうことですね。そういう認識はもうよくわかる、相談という、県下とかそんなんで、実施状況を踏まえて町の意見を出すとかいう、そういう機会はないんですか。

地域振興課長 現在のところは、そういった機会とは与えられていないという状況でございます。
長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 63ページの2款、総務費、1目の戸籍住民基本台帳、19節の負担金補助及び交付金についてお尋ねをいたします。ここでは193万2,000円が計上されておまして、個人カードの関連業務という形でもって書いておりますけれども、これの内容についてちょっとご説明のほうお願いいたします。

住民生活課長 この交付金につきましては、J-LISのほうに町のほうから、カード発行に伴う委託金ということで、支払うものでございます。

1 0 番 これは、平たく言ったらシステムの改良ですか。

住民生活課長 こちらにつきましてはカード交付に係るカード作成ですね、どちらかといいますと。国の外郭団体のほうがしておりますので、そちらのカード作成に係る費用の交付金、町のほうから払う分ということになります。

1 0 番 カードの交付だけでもってこれだけの金がかかるということは、よっぽど今回、このたび補正しているんですから、多くの方がカードを作ったのか、あるいはまたコンビニ等に係る経費の分も入っているのか、その辺はどうなってます。

住民生活課長 コンビニ等の経費につきましては、こちらのほうには入ってはいません。こちらの額につきましては、国のほうから全国一律に、人口に応じた形で、この事務委託金という形で配分のほうがございまして、それに基づいて補正をしたものではございますが、町においても確かに交付率のほうは、少しずつではございますが上がってきている状況ではございますが、カード1枚に対していくらというような積算にはなっていないというのが現状ではございます。

1 0 番 それではこのたびのこの補正がありまして、カードですね、福崎の住民さんは今、何%ぐらい進みますか、所持者は。

住民生活課長 2月末現在で、申請率につきましては、16.4%になっております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に議案第13号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第14号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第15号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第16号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議案第17号から議案第24号までの議案は、予算についての議案であります。なお、質疑は大綱にとどめ、詳細な点については委員会をお願いいたします。それでは、議案第17号、令和2年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。
- 4 番 令和元年9月の定例会のときに、福崎町の決算審査の意見書についての質問をさせていただきました。この内容は、「行事ごとの詳細な分析、検証やまとめが行われずに実施されているものがあるように見受けられます」という監査のお話があったので、今回この町長初の予算ですが、細かなその事業内容とか、見直しであったりとか、詳細な分析というのを行った上での説明書になっているのかどうか、ちょっと概要だけでもお示しただけでしたら、次の予算審査でまた話を伺えるかなと思いますので、大まかで結構ですので、概要だけでもお話しただけであればと思います。よろしくお願いします。
- 町 長 今9月の質問を受けて、どういう、この当初予算を計上したのかというようなご質問だと思うんですけども、私がこのたびの予算を考えたその概要というんですか、それについては所信表明で述べさせていただいたところなんですけれども、私が選挙に出るときにも申し上げたんですけども、所信表明でも申し上げました。私はもう第5次総合計画の基本計画に沿ったまちづくりを進めたいということで、申し上げさせていただきました。そして所信表明では、4本の柱でお話をさせていただいたんですけども、選挙に出るときには、この6つの誓いというようなことで、皆さんに公表をさせていただいたところあります。
ちょっとご質問の趣旨とは違うような気もするんですけども、私が一番考えたのは、やはり町の安全・安心が、町政を進める上でもう一番大事ではないかというように思いました。台風が大型化し、集中豪雨が頻繁に発生するようになっております。ですから、公共下水道事業の雨水幹線工事を計画的に進めてまいります。
また、町の防災行政無線の放送が、大雨のときには聞こえないというような声も聞いておりましたので、避難行動要支援者などを対象に、各家庭に戸別受信機を配備させていただくということでもあります。

なお、防災行政無線の情報は、町のお知らせメールで配信をしております。また防災に関する情報は、ひょうご防災ネットでも配信しておりますので、ぜひ登録をしていただいて、活用していただきたいというように思っております。

2点目は、子どもを育てやすいまちということで、考えました。子どもが病気になっても、どうしても仕事に行かなければならない事情のある保護者もおられると思います。新規事業といたしまして、神崎郡3町で病児保育事業に取り組むことといたしております。また、公園の整備の声もあちこちで聞きますので、その声にも対応していきたいというように思っております。

3点目は、高齢者に優しいまち。巡回バスの充実に取り組みますとともに、商工会さんと一緒に支援をしておりますスーパーふくふくまるも、この支援も続けていきたいというように思っております。

4点目は、福崎駅周辺整備事業が完了したその後についてでありまして、アクセス便利なまちを進めたい、県道甘地福崎線の北進、町道福崎駅田原線の延伸ということを進めてまいります。

5点目は、魅力ある観光のまちということで、今年の組織改正で地域振興課内に観光交流室を設置して、やっていきたい。

そして6点目は産業が元気なまちということで、こういった公約が進むように、目配りした予算を提案させていただいております。

先ほど議員から質問のありました行事ごとの取り組みということにつきましては、こういった大きな考え方の中で、そういったことにも目配りをさせていただきながらつくらせていただいたと、提案をさせていただいているということでございます。

4番 ありがとうございます。

質問がちょっと漠然とし過ぎてしまって、お答えに窮するところがあったと思うんですが、私自身、その各課の幹部職員さんから、この事業が必要でこの事業は必要じゃないんじゃないかとか、そういったいろいろ議論をされていると思うんですけれども、そういった中で削るところは削る、必要な部分は必要な部分で採用していくというような、しっかりとした議論がなされたのかどうかというところを少しお話しいただければと思うんですが。要するに、その幹部職員さんから来た要望というか、その意見を十分取り入れた予算の内容になっているのかというところだけ、お答えいただければと思うんですが、お願いします。

町長 私はこの当初予算をつくるに当たりまして、一番に課長さん方をお願いしたのは、子どもを育てやすいまちというのを私の目標にしたいから、それについて進めてほしいということを申し上げました。いろんな提案、意見は出てまいったんですけれども、先ほど申し上げましたような採択、取り上げたのは多くはないんですけれども、私の思いは、今申し上げたところが私の思いとして幹部職員に伝えて、そしてその中でそれぞれの課で対応してほしいということを申し上げて、こういった予算を提案させていただいたというところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

6番 資料の1ページ、2ページ、3ページで、令和2年度から始まる、いわゆる会計年度任用職員にかかわる変化というんでしょうか、大きな移動が、変動があるということです。

アルバイトという表現については、パートタイムと同じような意味ということで、一般的には使われているようではございますけれども、1ページ、2ページにあるこのアルバイトというのは、フルタイムの嘱託の方などもアルバイトというふう

に含まれている表現になっているのでしょうか、まずこの1点。

総務課長 このアルバイトといいますのは、令和元年度の状況ですね。これは会計年度に令和2年度から移行したというふうなことなのですが、このアルバイトには、基本的にはフルタイムの方はいらっしゃいません。令和元年度で。今回は、会計年度任用職員って移行するわけなのですが、会計年度任用職員にもフルタイムの方と、それからパートタイムの方がいらっしゃいます。パートタイムはこれ、また分かれまして、パートタイムも月給制のパートタイムの方と、日給とか時給のパートタイムの方がいらっしゃいますので、3通りに、会計年度任用職員は、基本的には分かれるということになります。

6番 嘱託職員で継続して勤められる方は、会計年度任用職員になるという理解でよろしいのでしょうか。

総務課長 当然、令和元年度で嘱託職員であった方は、会計年度の、嘱託職員の場合はフルタイム、もしくは月給制のパートタイムの会計年度任用職員になられます。昨年度まで、例えば選挙の応援で来られるアルバイトの方とか、そういったアルバイトで来られる方については、これは会計年度任用職員にはなりません、今言いましたこの日給、時給制のパートタイムの方になるという形になります。

6番 3ページで見ますと、いわゆる令和2年度は元年度職員数が151人だったものが、480人というふうに大幅に伸びていると。331人の増であるけれども、これは会計年度任用職員の数もカウントしているということのように理解をするわけですが、この会計年度任用職員、いろいろその中でも細分されるというようなこともありました、説明が。

それでこの問題については、単に名前の変更ということではなくて、待遇面でも大きな変化、改善と言える内容もあるというふうにも聞いていますが、その辺のわかりやすい内容についてお示しいただけたらと思うんですが、委員会でもお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 そしたら、ちょっと簡単にさせていただきますでしょうか。

3款の182ページをごらんいただけたらと思います。

ここに子育て支援施設費っていうところがあるかと思えます。182ページの子育て支援施設費でございます。これを見ていただきますと、まず報酬が860万6,000円になっております。これは、先ほど言いましたパートタイムの会計年度任用職員、いわゆる月給制の方と日給・時給制のパートタイムの給料の方は、ここに入ってきます。

それとフルタイムの方ですね、フルタイムの会計年度任用職員は、給料、これは法律で決まっていますので、給料として支給するということになっておりますので、区分2の会計年度任用職員給215万6,000円のところに入ります。

それと職員手当欄です。職員手当欄の会計年度任用職員期末手当、ここで言う253万6,000円。これは今、14名いらっしゃいます、この科目です。これはもうフルタイムとパートタイム、全ての会計年度任用職員はここに記載されることになります。ただし支給要件につきましては、1週間以上15.5時間以上勤務する必要がありますので、それに該当しない方はここには掲載はされないと、支給はしないということになります。

旅費欄です。旅費欄、区分8の会計年度任用職員費用弁償59万4,000円が上がっております。これは、フルタイムではなしにパートタイムの会計年度任用職員の通勤手当は、ここに上がってきます。支給額は正規職員と同様の額とはなりますが、月10日未満の場合はこれが半額、通常の職員に決められて

まず通勤手当の半額になります。ここで言うフルタイムの通勤手当は、職員手当欄の通勤手当、ここに、正規職員もここにいらっしゃったら、合算してここに示されます。

それから、共済費に社会保険負担金が上がってます。これは基本的には、正規職員の4分の3以上の勤務時間であれば、初め、契約時でそういうふうに決まっておりましたら、ここに上がってきます。これは会計年度任用職員が全てここです。ただし、それ以下の方は1週20時間、また月8万8,000円以上が1年継続した場合は、ここに加入するというような形になりますので、ここにも全額、全員上がっておりませんが、必要な方はここに上がってくるということで、あと、フルタイムの方は正規職員と同一の勤務時間になりますので、今回、まだ初年度になりますので、共済組合、また退職手当組合はまだここでは計上しておりませんが、1年を過ぎた来年の予算では、引き続き来ていただく場合は、逆にこの社会保険から共済組合のほうへ、フルタイムの方は共済組合のほうへ移行すると。また退職手当組合の負担金は、フルタイムの方は新たに負担金として必要になってくるという形になります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。
1 3 番 先ほどちょっと山口議員も言われたように、この事業の見直しの中で、概要のところでもあります、子育て支援のところ。すみません、間違えました。

概要、一番最初のページで、2ページ、第2の柱で、山桃忌は本年もエルデホールで開催しますとなっております。これ、以前総務文教常任委員会のところで、山桃忌の事業報告があったときに、これは2日間行われてますけれども、これ本当に2日間必要なのかという質問を、私、させていただきました。その中で、もう一度しっかりと見直してみたらどうかという意見を出させていただいたんですけれども、この件に関してどういった見直しが行われて、そして今年度も2日、この形で行くという結論づけになったのか、お答えいただきたいと思えます。

町 長 山桃忌につきましては、この事業は、福崎町が柳田國男先生を町内外の人に周知をする、アピールをする、すばらしい事業であるというふうに思っております。したがって、山桃忌、2日間というお話でしたが、そういったご質問もいただきましたが、その後教育委員会さんともお話をさせていただいて、私のほうから2日間でやってほしいということは申し伝えました。内容につきましては、教育委員会のほうでよく精査をして、見直してやってほしいということでございます。

教 育 長 その件につきまして、教育委員会でもいろいろ考えたんですけれども、皆さんがご存じなのはエルデホールのみで実施している山桃忌でありまして、エルデホール以外でも山桃忌に関連するものを行っております。

例えば1日目の午前中は、全国から短歌祭を行っております。その応募者数が300を超える、全国的にも非常にレベルの高い、そういう短歌祭を午前中に組んでいます。で、午後にエルデホールで行っています。そして2日目も、午前中には柳田國男検定を実施しております。そして午後にエルデホールで行っております。今、2日間、午前・午後ともに、それなりの目的を持って実施しております。

そういうふうな中で、皆さん方の意見も聞き入れて、1日目の午後の山桃忌の分野、今まで町民、各区に動員をお願いしておったんですけれども、この動員を取りやめて自由参加の形で午後の山桃忌を実施していきたいと。こういうふうにして石井先生とも話し合いはさせていただいております。

1 3 番 今、教育長の答弁が、前回、総務文教のときの答弁のそのままなんです。その後、フィードバックをし、改めるところは改めるといふふうに答弁いただいております。何も私、2日間があかんとか、この山桃忌があかんとやるとんじゃなしに、いろんな事業、何年も何年も続けている事業に対して、一度きちっと見直しをして、そしてそれをまたフィードバックしていくことが大切。去年やったから、また今年も同じことをするでは、これは本当に発展できるのか。

例えば、先ほど町長が言われた、確かに福崎町にとって柳田先生は、本当にすばらしい偉人であり、継承していく必要性は非常にありますけれども、これを町内外に発信することによって、どれだけの費用対効果があるのか。今、福崎町ではカップが有名になってきました。全国に発信しております。それでどうなってくるのか。次のステップをやはり、もう少し見ていかないといけないのではないか。その中で今回山桃忌を、私は総務文教常任委員会でそういう意見を出させていただいて、教育長は先ほど私が言ったように、フィードバックを行い、改めるところは改めるといふふうに答弁いただいているにもかかわらず、先ほどの教育長の答弁は、ほぼほぼ一緒やったんやね、短歌祭とか、どう。

だからどういった部分を検証されたのかという部分。どんな事業でも同じなんだと。やはり一度やったことをきちっと検証して、これは必要であったからというのであれば、全然問題はないですけれども、その辺、本当にどういう検証、そこまで短歌祭、短歌祭だけではなく、この人数がどれだけあって、こういう評価があった。これ、私だけの意見じゃなしに、監査委員からもこの山桃忌について意見があったというふうに聞いております。だからそこをきちっと検証していただけたのかというところで、ご答弁いただけたらと思います。

教 育 長 私は前よりも、かなり突っ込んだ答弁をさせてもらったと思っています。その中には、町民さんの考えを入れて1日目の午後のプログラムを組んだと、こういうことをございます。ただ山桃忌でやっていること、中身は毎回違う、そういうことを実施しております。ですから毎回毎回同じものを行っている、そういう方向ではないということと、もう一つは、山桃忌に参加された方のアンケートを見てほしいんです。アンケートには、こんなすばらしい会が全国で行われているのは福崎町だけやと。もっともっとたくさんの人に来てほしいと、そういうふうなご意見もございます。

また山桃忌に対しまして、難しいと、そういうふうなことがありましたので、それはそのご意見を聞き入れまして、強制出役をなくして、本当の来たい人だけに来てもらうと、こういうふうにして、来年度はお客さんが減るか増えるか、私たちは見ていきたいと、こういうふうにございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 番 先ほど来より町長のほうから、予算のこの進め方、考え方等についてお聞きしたわけですが、ある新聞の報道によりますと、福崎町の予算案につきまして、観光促進に重点を置くと、こういうような見出しもあるんです。観光促進に重点ということだと、いろいろあると思うんですけれども、特にこれに今年は重点を置くんだと、こういうようなことで新聞にも載っておるんだと思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町 長 令和元年度に駅周辺整備事業が完成をしました。その中で、駅前と辻川に観光交流センターを設置いたしました。これを使わない手はないと思っています。ここを中心として、福崎町の観光振興をもっともっと発展させなければならぬというふうに思っております。そのためにも令和2年度には観光交流室というのを設けまして、人員も配置し、観光に力を入れていきたいというふうに

思っております。

観光交流センターを核としてということでありますけれども、観光交流室をつくるからには、そういった駅前、それから辻川界限だけでなく、もっともつと福崎町内には観光資源がたくさんあるというように思っております。七種山、日光寺山、春日山、そういった、それから名所旧跡、たくさんあります。そういったことを包括して、福崎町の観光振興につなげていきたい、そこから地域振興にもつなげていきたいというように思っているところでございます。

1 番 ありがとうございます。

もう1点だけちょっとお聞かせ願いたいんですけども、本年度の当初予算の一般会計につきまして、82億8,000万円と、こういう予算になっておろうかと思えます。前年度比の0.9%の増と、こういうことで、何かこう近隣の町と比べますと、若干低いのではないかと、前年対比がね。そういうようなことで、ちょっとこの辺のことをお聞かせ願えたらと思えます。

町 長 私は決して低いとは思っておりません。といいますのは、福崎町は5年間かけて駅前周辺整備事業をやっておりまして、その普通建設事業に多くの費用をかけてまいりました。それがどんと下がっているわけですね。下がったにもかかわらず、去年並みの、昨年並みの予算となっておりますので、決して経費を抑えたとか、そういうことではございません。橋の長寿命化、それから学校施設の長寿命化、そういった計画的に行っている事業も着実に進めておりますので、私は今年も積極的な予算を組んだというような思いでおります。

1 番 ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

5 番 この資料を見て気になるんですが、1ページ、2ページのところでは、職員数で正規職員が6名減っております。町の仕事はどんどんと増えていっておるといふふうに私は思うのですが、これは最盛期、福崎町で正規職員というのはい体何人あって、現在何人で、しかもこの年度、対前年度比でこの年度はさらに6人減っているわけですね。で、福崎町については、もう窓口でも長く待たされるとか、その他いろいろ、やっぱりこの正規職員が減ってきておるといふことの弊害というののがかなりあるのではないかというふうに認識をしておるんですが、今回またこんなふうな予算措置ということで、どのような考え方に基づいておるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

総務課 長 この表からは6人減ったという形には見えますが、この表には育児休業職員は入れないことになっております。今この表を見ていただきまして、昨年度の予算時から8人退職者がおります。また育休者も3名増えております。11名減るわけですが、5名の新規採用職員と、あと差し引きしますと今回6名減になって、今この表には6名減というふうな形には見えるんですが、育休は法律が変わりまして、これはもう臨時職員で対応するというので、新年度は臨時職員で対応することになります。

それ以外に、この表に入っている中の職員の中に、一部事務組合の派遣職員が今、10名おります。そこから新年度には3名戻ってまいります。あわせまして、中播衛生から1名研修に来る予定となっております。町の業務に当たっては、これプラス、水道課で業務委託というふうなことで、現業職員が今回2名やめますが、その分はその業務委託というふうなことで対応しようということになってますので、そう考えますと、まだ人的には去年より余裕が出てきたというふうには、業務については正規職員を割り当てられる部署というの、去年よりは逆に余裕が出てきているというふうには思っているところでございます。

- 5 番 この表を見る限り、そういうふうに私にはちょっと理解できないところであり
ますけれど。やはり基本は町政運営、正規職員でやっていくという、責任持っ
ていくということが必要じゃないかと思うんです。正規職員の方々、本当に土
日も夜も遅く、夜と言える時間までかなり仕事をされておる方もありますし、
非常にご負担をかけておる部分もあろうと思うんですね。そんな面で、ぜひこ
の、基本は正規職員で支えていくんだという、そういう立場を町長はぜひ明確
に持って置いてほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。
- 町 長 私も正規職員を減らして会計年度任用職員を増やしていこうというような思い
はありません。できる限り正規職員で対応するのがよいのだろうというふうな
ことは私も思っております。ただ、今年度、水道業務について、仕事自身を業
務委託に出すというような場合につきましては、その分野に従事してきた職員
の分は減っていくということは、こういった分野についてはもうサービスの低
下を招かないというようなことを前提に、やむを得ないところはあるんですけ
れども、基本的には正規職員を減らしていこうというような考えは持っており
ません。
- 5 番 次にその税収の関係ですが、一応税収は見込みを立てておられるし、国なり、
それらの指針にも基づいてされておると思うんですが、今回コロナの関係で急
激な景気変動というふうなことも大変心配をされておるところであります、
そういうものはこの年度の税収には影響はしてこないんですか。
- 税 務 課 長 ご質問のコロナウイルスの関係による税収への影響ですが、予算編成の時期
からして、この予算の中には残念ながら考慮はされておられません。ただ、これ
から先、感染の拡大でありますとかがはっきりしてきますと、当然影響も出て
くること、どれぐらい出てくるかというのももう試算できると思いますので、
そのときにはまた補正予算なりで対応していかなければならないのかなと思っ
ます。
- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第18号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第19号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算につ
いて、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第20号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、
質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第21号、令和2年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はあ
りませんか。
- 5 番 後から出てくる会計のほうへ、他会計に融通しようという、そういうふうなこ
とになっている予算ですが、水道事業という、まさにもう公共事業中の公共事
業、住民のもう生活、ライフラインを支える中でも一番重要なこの水道とい
う事業、そして水道料金で成り立っているという、そういうことの中でのこの運

営ですね。しかも、今後この水道事業についてはまだまだ井ノ口水源地でありますとか、水管橋の関係でありますとか、その他、後々日常の整備でありますとか、いろんな計画もあるわけでありまして、そういう中でこのような形で、町の事業とはいえ不動産部分の事業にお金を回すと、貸すというふうなことが適当なのかどうか、その点で大変疑問を覚えるんですが、どんなふうな思いでやられておるんでしょうか。

公営企業管理者 今回の他会計貸付金でございますけれども、これにつきましては、おっしゃるとおり水道事業が内部留保資金として保留しております現金のうち、定期預金で運用しているものでございます。今回、今おっしゃいました今後の水道事業における大規模な投資の計画でございますが、令和5年度から八反田水管橋の更新工事、約5億4,000万円と見込んでおりますけれども、それまでの間は余裕資金を地方公営企業法の施行令で決まっております資金を确实、有利な方法で保管するということになっておりますので、これを定期で運用するか、もしくは今回工業団地造成事業のほうに貸し付けて運用するかの違いでございまして、水道使用料を目的外に使うということではないということをご理解いただきたいと思いますと考えております。

5 番 安全性というふうなことです。今回コロナのパンデミックというふうなことが言われるようになって、世界的な経済の動向も心配されているところであります。何が起こるかわかりません。そういう中で、予定どおり土地の処分が、工業団地拡張の土地処分ができなかった場合のこともやっぱり想定をすれば、したくはないのですが、何が起こるかわからないということでもありますので、そういったところに、どんなことが起こっても守らなければならない命の水という、そこら辺のところの資金を持っていくということについては、非常に心配をし、何か道義的にも問題があるように思います。そういう心配はされないんですか。

公営企業管理者 今回、工業団地造成事業を行うに当たりまして、資金の調達について地方債を優先的に充てますけれども、これも自治体の規模によりまして上限が決まっておりますので、その不足分を銀行から借り入れるのか、それとも一般会計から借り入れるのか、いろいろ検討しました結果、水道事業の内部留保資金を活用するのが、工業団地造成事業の経費節減にもつながり、有利であると考えております。

おっしゃるように、今後、世界経済の動向がどうなるか、それによって、もしかしたら造成事業でつくりました土地が、売却が遅れたりする場合が出てこようかと思っております。そういった場合、水道事業には迷惑をかけないように、町の責任において地方債をさらに発行することも、銀行から借り入れを起こしまして水道事業に返済することも可能でございますので、当面、この2年間の運用方法としましては、水道事業からの借り入れを考えておるということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和2年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和2年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑は

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第24号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませ
んか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を
終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際お諮りいたします。議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議
員の選任については、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決
したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、本会議において即決することに決定いたしま
した。
それでは討論・採決を行います。
議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について、討論を
行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の選任について、原案の
とおりに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしまし
た。

追加日程 追加議案の上程、討論、採決

この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

本日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了
承を得たところですが、「意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の
更なる充実・強化を求める意見書について」を日程に追加し、直ちに議題とし
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

◇

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

◇

議 長 再開します。

「意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について」を、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに提出議員に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

13番、前川裕量議員。

1 3 番 意見書の内容については、先ほど事務局朗読のとおりであります。

福崎町では、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染者及び患者の発生または感染拡大の防止、住民の生命及び健康を守るため、町内及び関係機関が連携して、総合的及び横断的に対応しているところです。

そのような中、3月5日に福崎町の住民から感染者が確認されたところであり、一刻も早い社会・経済活動の混乱鎮静化を図らなければなりません。よって国・関係機関に、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明は終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について、提出議員に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書については、本会議において即決することに決定いたしました。それでは、討論・採決を行います。

意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める

意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。

本件を議題としてお諮りいたします。

議案第17号から議案第24号までの8件の議案は、令和2年度の一般会計を初め、各特別会計及び企業会計の予算審査であります。令和2年度の各会計の予算審査につきましては、議長を除く議員を委員とする予算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっています。よって議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

1番、河嶋重一郎議員

2番、松岡秀人議員

3番、三輪一朝議員

4番、山口 純議員

5番、小林 博議員

6番、石野光市議員

7番、木村いづみ議員

8番、竹本繁夫議員

9番、柴田幹夫議員

10番、富田昭市議員

11番、高井國年議員

12番、城谷英之議員

13番、前川裕量議員

以上の13名を指名いたします。

ただいま指名いたしました議員13名を予算審査特別委員にすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項

の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、委員会において互選をお願いしたいと思います。

日程第5 委員会付託

次の日程は、委員会付託であります。

議案第2号から議案第25号までを、それぞれの委員会に付託いたします。

議案第2号及び議案第3号は総務文教常任委員会に、議案第4号から議案第9号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第10号から議案第12号までは総務文教常任委員会に、議案第13号から議案第16号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第17号から議案第24号までは予算審査特別委員会に、議案第25号は民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は5件、民生まちづくり常任委員会は11件、予算審査特別委員会は8件、以上24件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく申し上げます。

以上で、本定例会3日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の定例会4日目は、3月25日水曜日、午前9時30分から再開いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時56分